

2007年10月1日

内閣官房長官
町村 信孝 殿

テロ特措法に基づく自衛隊の対応措置等に関する情報開示の申し入れ

民主党ネクスト官房長官（政策調査会長） 直嶋 正行
民主党ネクスト外務大臣 鉢呂 吉雄
民主党ネクスト防衛大臣 浅尾慶一郎

テロ対策特別措置法が11月1日をもって失効するにあたり、海上自衛隊の活動継続をめぐる議論が行われている。民主党は、国民への説明や国会審議、及びその前提となる党内論議に資することを目的として、テロ特措法に基づくこれまでの自衛隊の対応措置等について、外務防衛部門会議にて数次にわたり、政府に対する資料要求を行ってきた。しかし、具体的な活動内容等、自衛隊の対応措置等を十分に検証するために必要な資料は、提出されていない。関係省庁からは、様々な理由を付けて情報開示に消極的な姿勢が示され、外務省に至っては、国会審議に必要な国連安保理決議について、国民の権利・義務に直接関わらないという手前勝手な理由で仮訳の作成を拒む有り様である。よって、以下の通り、申し入れる。

記

1. 官房長官においては、内閣官房所管の資料要求に留まらず、外務・防衛両省を含め、政府全体として積極的な情報開示が行われるよう、指示・督促されること。
2. 民主党・外務防衛部門会議による資料要求に対し、現在未回答である項目（別紙参照）及び今後要求する項目について、早急に資料を提出すること。
3. 直ちに提出できない場合は、いつまでに提出することが可能か、その時期を明らかにすること。

以上

別 紙

◎民主党・外務防衛部門会議による資料要求に対し、現在未回答である項目

1. インド洋上における艦艇への給油活動の実態等について
 - ①各国艦艇に対する詳細な給油地域
 - ②給油地域ごとの給油回数
 - ③給油した相手国艦艇の名称
 - ④活動開始以来の国別・艦艇別、給油・ヘリ用燃料給油・給水の実績（日付、給油量・給水量、作業所要時間）
2. 給油を行った補給艦の国名、時期、回数、補給量
3. 艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給量の国別・年度別実績
4. 補給を行った艦船等の運行計画の概要
5. 作戦を不公表とする理由についての説明資料
6. 補給用燃料等物資を調達する国名、及び自衛隊がインド洋で活動するための給油可能な施設を備える港湾
7. 海上自衛隊が保有する護衛艦の燃料補給基準の目安について例示
8. OEF-MIOによって拘留された乗組員の取り扱い、経過（裁判等）
9. アフガニスタンにかかる全ての主要な作戦コード名、概要
10. OEF、ISAFの司令部名、及び活動内容に重複がないか
11. OEF、ISAF、PRTにつき、新規派遣予定のある国、一時的なものも含めて活動を中断した国、撤収した国（公表されているもの）
12. PRT活動の成果
13. 決議1368以降、アフガニスタンに関連する国連安保理決議の仮訳

◎外務省が口頭で説明したいと回答した項目

1. OEF-MIOの国際法上の根拠について
2. 海上阻止活動の国際法上の根拠について
3. カルザイ政権の同意があれば米英軍その他の活動が自衛権の行使に当たらないとする政府答弁は、米国と共有された認識か、そうであれば、どの時点で米英両国の自衛権の行使は終了したのか
4. カルザイ政権の同意を得た活動は自衛権の行使ではないという解釈は、国連憲章第7章における集団安全保障の発動であるとの理解か

以 上

2007年10月1日

外務大臣

高村 正彦 殿

テロ特措法に基づく自衛隊の対応措置等に関する情報開示の申し入れ

民主党ネクスト外務大臣 鉢呂 吉雄

テロ対策特別措置法が11月1日をもって失効するにあたり、海上自衛隊の活動継続をめぐる議論が行われている。民主党は、国民への説明や国会審議、及びその前提となる党内論議に資することを目的として、テロ特措法に基づくこれまでの自衛隊の対応措置等について、外務防衛部門会議にて数次にわたり、政府に対する資料要求を行ってきた。しかし、具体的な活動内容等、自衛隊の対応措置等を十分に検証するために必要な資料は、提出されていない。関係省庁からは、様々な理由を付けて情報開示に消極的な姿勢が示され、外務省に至っては、国会審議に必要な国連安保理決議について、国民の権利・義務に直接関わらないという手前勝手な理由で仮訳の作成を拒む有り様である。よって、以下の通り、申し入れる。

記

1. 民主党・外務防衛部門会議による資料要求に対し、現在未回答である項目（別紙参照）及び今後要求する項目について、早急に資料を提出すること。
2. 直ちに提出できない場合は、いつまでに提出することが可能か、その時期を明らかにすること。
3. アフガニスタンに関連する国連安保理決議について、早急に仮訳を作成すること。
4. 国際法上の解釈をめぐる資料要求について、文書にて回答すること。

以上

2007年10月1日

防衛大臣

石破 茂 殿

テロ特措法に基づく自衛隊の対応措置等に関する情報開示の申し入れ

民主党ネクスト防衛大臣 浅尾慶一郎

テロ対策特別措置法が11月1日をもって失効するにあたり、海上自衛隊の活動継続をめぐる議論が行われている。民主党は、国民への説明や国会審議、及びその前提となる党内論議に資することを目的として、テロ特措法に基づくこれまでの自衛隊の対応措置等について、外務防衛部門会議にて数次にわたり、政府に対する資料要求を行ってきた。しかし、具体的な活動内容等、自衛隊の対応措置等を十分に検証するために必要な資料は、提出されていない。関係省庁は、様々な理由を付けて情報開示に消極的である。よって、以下の通り、申し入れる。

記

1. 民主党・外務防衛部門会議による資料要求に対し、現在未回答である項目（別紙参照）及び今後要求する項目について、早急に資料を提出すること。
2. 直ちに提出できない場合は、いつまでに提出することが可能か、その時期を明らかにすること。

以 上